

総会議事録（第5回）

1 開催日時 令和4年8月25日（木）14時00分～16時25分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 4番 小川 國治 5番 井上 秀明

6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之

10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎

15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂

19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（2名）

3番 渡辺 和久 14番 瀬戸口裕子

5 議 題 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件

第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件

第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第5回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

○会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

3番 渡辺 和久推進委員、14番 瀬戸口 裕子推進委員から欠席の届出があつていま
す。また、7番 林 敏弘推進委員から遅刻の届けがあつています。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、10番 松下善光農業委員、15番 寺坂 哲郎農業委員
をお願いします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、議事に入ります。

1ページ報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件」を議題としま
す。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1ページ、報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件」1番大村、
久原2丁目の農地、地目 田、面積922㎡、申請者は記載のとおりです。

本件は、先月27日の総会で「農地法第5条の規定による許可申請」議案として審議いた
だいたものです。転用目的として土砂等資材置場として申請がなされ、本委員会として許可
相当として、県に進達を行っていたものですが、取下げ理由欄に記載のとおり、事業所の駐
車場として転用目的の変更申出があり、8月8日に県知事あての取下げ願いが提出され、申
請取り下げが認められたものです。

なお、本案件に関し、第5条4番大村で改めて許可申請の提出がなされています。

○議長

ただ今の報告事項に対して、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

それでは次に、2ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番三浦、西部町の農地、地目田、面積1,337㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、水稻の計画で、反当り480kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この圃場は数年前から、譲受人が借りて耕作しています。譲受人の自宅の近隣にあり、後継者もおられるので、何の問題もないかと思っています。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

続いて、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、陰平町の農地、地目畑、合計面積597㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、普通野菜の作付計画で、反当り1 tの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

譲受人の家の下にある屋敷畑として使われていて、そんなに広くないのですが買い取って、荒れないようにするということです。全く問題無いと思います。よろしくをお願いします。

○議長

2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、2番鈴田は許可することとします。

続いて、3番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番福重、野田町の農地、地目 田、面積294㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、水稻の計画で、反当り480kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは以前から、譲受人がもう管理をしているところで、譲渡人も非常に高齢ということで、今回、無償で譲渡されるものです。ただ、物納で米を譲渡人に、毎年やることで話が付

いてるそうです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

3番福重について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、3番福重は許可することとします。

次に、3ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

お諮りします。1番大村は、4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」3番大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、1番大村、第3号議案3番大村は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番大村、向木場町の農地、地目 畑、面積169㎡、5条転用申請とあわせた全体面積241㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、申請人が所有する農地を、月極駐車場露天9台分を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。砂利舗装をして擁壁を設けるとしてあります。雨水は隣接道路側溝へ放流としてあります。周辺に、農地はありません。

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」3番大村、向木場町1324-1、地目 田 現況 畑、面積72㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が1番大村の自己所有農地と一体的に月極駐車場を整備するものです。場所、地区の指定及び被害防除計画の内容は、前議案と同様となっています。

両案件の、資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番、第3号議案3番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、説明があった通り、スマートインターから下ってきた高速の側道と市道の交わったところで、わずかばかり畑が残ってるところです。周囲には、事務局の説明どおり農地はありません。竹林があるだけです。何ら問題ないと思います。皆様、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番大村、第3号議案3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村、及び第3号議案3番大村について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、1番大村、及び第3号議案3番大村は許可相当とします。

続いて、3ページ第2号議案2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目 畑、面積993㎡のうち128.03㎡、申請人は、記載のとおりです。

本件は、平成20年9月に、自宅新築計画のため測量を実施し、当該地を分筆し、農地転用許可後の平成21年3月に自宅を新築していたが、同年6月自宅東側にカーポートと木造平屋建て物置を建築した際、農地である桜馬場2丁目の農地との境界誤認により、無断転用となっていた事案の追認案件となります。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状コンクリート張りのまま利用。雨水排水は道路側溝へ放流しています。隣接農地は申請者の農地のみとなります。資金については、転用済みのため不要であることを確認しています。

本申請に際して、顛末書が提出されています。当該農地に共同住宅を建築する計画があ

り、調査・測量を行ったところ無断転用が判明したとしています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明があったとおりです。隣接地を農地転用の申請をしようと思い測量調査を行った際、先ほど説明があったカーポートと物置の部分が違反転用になっていたという事案で、追認許可を受けての転用申請ということで、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方をよろしくをお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

次に、4ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」

1番三浦、今村町の農地、地目 畑と田 現況 畑、合計面積835㎡、実測面積は1,239.79㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人である工務店の資材置場及び事業用トラックの駐車場とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。申請者事業所の隣接地です。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.17m、切土最高0.72mで、法面保護をしております。隣接農地が西側にありますが一部山林化しています。雨水排水は計画地境界に素掘り側溝を設け、既存の集水枡に接続放流。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今回申請された事業所は、一昨年の今頃、5条の申請があり、今年の3月に竣工しています。立派な駐車場も設けています。19日に4人で現地調査に行きました。

現地は綺麗に排水工事もされています。北側に、少し女竹が生えて放棄地になっています。それ以外に農地はありませんので、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、陰平町の農地、地目 田、面積68㎡、譲受人が所有する併用地、宅地を含めた全体面積244.32㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造瓦葺2階建てを建築するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地ですが、集落接続の例外に該当します。

被害防除計画では、盛土0.8mから0.3mで、擁壁を設けるとしてあります。ここで、議案書の訂正をお願いします。盛土最高0.3から0.8mへ変更する旨申請代理人から申出が 있습니다。雨水排水は、前面の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。

隣接農地は、譲渡人の農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了の通知を確認しています。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここ隣が元宅地です。青い部分は宅地です。その隣の畑を駐車場として活用したいという転用の申請が出ています。車2台分です。周辺は、譲渡人の土地ですので全く問題はないと思います。

○議長

2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、2番鈴田は、許可相当とします。

続いて4番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、本案件は報告1号と関連します。久原2丁目1364-1、地目 田、面積92.2㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が運営する運送会社へ駐車場として貸与するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.9m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内に素掘り側溝、沈砂池を設け、既存の側溝に接続放流。隣接農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

8月21日に現地確認に行きました。駐車場ということで、雨水排水関係も何ら問題はないかと見てまいりました。以上、皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて5番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番大村、玖島2丁目の農地、地目 田 現況 畑、201㎡、譲受人が所有する併用地、宅地を含めた全体面積507.22㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が所有する併用地の自宅の建替えに伴い、駐車場等とするための転用です。また、一般個人住宅の500㎡面積超過の理由書が提出されています。住宅までの進入路の面積を除く有効面積は487.22㎡となり妥当性が認められます。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3mから0.2m、既存の境界壁、擁壁に囲まれており、雨水排水は計画地内の溜枡から既存の水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書及び住宅ローン仮審査終了の通知を確認しています。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、先ほど事務局が説明したとおり、もう周りは住宅が建っていて、申請地だけが残ってる状態です。何ら心配は無いと思い、見てまいりました。皆さん審議よろしくお願ひします。

○議長

5番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番大村は、許可相当とします。
続いて、6番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、古町1丁目の農地、地目 畑、面積686㎡、併用地を含めた全体面積1,596.28㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が宅地5区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所等を整備して分譲するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最大0.7m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内に通路側溝を設け、既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○会長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からの説明どおり、周りにはもう農地はありません。全部宅地で囲まれています。先日、4人で見てきましたが、何も問題はないと思われます。よろしく、審議の方お願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。
続いて、7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積314㎡、併用地を含めた全体面積325.25㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。隣接境界は既存のブロック積みで仕切られています。雨水排水は計画地をセットバックし、道路側溝を新設し、既存市道側溝へ接続。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。北西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

スクリーンに出ているとおり、すべて宅地に囲まれています。南側の宅地が、この譲渡し人宅です。前は公道で、何ら問題はないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、黒丸町の農地、地目 田と畑 現況 畑、合計面積2,351㎡、併用地を含

めた全体面積2,356.58㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地8区画、位置指定道路及びごみ集積所等とするための転用です。計画地内の里道については、道路管理課と位置指定道路の併用について協議済みであることを確認しています。

場所は、スライドのとおりです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.1mから0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内通路に側溝を新設し、既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が東と西にあります。資金については、残高証明書及び融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは今、事務局が説明のとおり、サンセット通りの道沿いであって、この持ち主の方は今現在、耕作はされていません。すぐ敷地の上の農家の方がここを借りて耕作していたので、本人に会い経緯を確認しました。もう半分も作ることができない状況で売りに出すというような話になったそうです。

それと左側の海の方と、真ん中付近に上の方に水田が繋がっているのですが、その水路は、三本に分かれています。一つが海に流れて行く水路と、一つは手前の左の水田に流れる分で、細い水路が上の水田に行くようになっていて、水路関係は何も問題ないと見てまいりました。

また、この計画に関しては、周りの地主に確認をしましたが、特に意見は出ませんので、問題はないと思って見てまいりました。よろしくをお願いします。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、竹松町の農地、地目 畑、面積362㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。隣接境界は既存のブロックフェンス及び新設ブロック積みを施すとしています。雨水排水は既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明したとおりで、周辺に農地はありません。今回、転用するところも、果樹が何本か植わった程度で、ほとんど農地として活用されていない感じであり、何ら支障がないと思いました。ご審議をお願いします。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて、10番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、大川田町の農地、地目 畑、面積277㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地で

す。

被害防除計画では、現状のまま利用。隣接境界はコンクリートブロック積みを施すとして
います。雨水排水は計画地内溜枘から隣接水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接
続するとしています。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書を確認して
います。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明したとおりで、周辺に農地は全くありませんので、支障はないと思いま
す。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積411㎡、併用地を含めた全体面積44
5.9㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、佐奈河内川災害復旧工事に伴う公民館移転のため、令和3年12月定例総会にお
いて農用地区域からの除外について意見を求められた案件で、除外手続きが完了したため、
譲受人が今富公民館の新築工事を行うための転用です。

スライドをご覧ください。場所は、現在の今富公民館の東側の隣地です。地区の指定は、
都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地です。第1種農地の例外、地域交流を
図るために設置される施設に該当します。

併用地内の用悪水路の廃止については、水利権者との同意書が提出されています。水路は、
隣接地に変更されます。

被害防除計画では、盛土最高0.92m。擁壁を設けるとしてあります。雨水は河川に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地は東側にあります。資金については、長崎県との土地売買契約書の写しを確認しています。

○議長

それでは、11番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局も説明のとおり、豪雨災害時の水害のために転用せざるを得なくなった場所です。できれば違うところに移転をしたいと町内会でもかなり探したのですが、どうしても見つからずに、すぐ近くに建てることになっています。

隣接する農地も、譲渡人の田であり、了解を得られているため、何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

11番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

11番福重について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、11番福重は、許可相当とします。

次に、6ページ、第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」、1番鈴田 陰平町の農地、地目 田、合計面積3,046㎡、売渡申込者及び買受申込者、及び所有権移転の権利は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。

申出書によると、買受申込者は山椒の栽培を計画しています。買受申込者は、認定農業者であり、水稻100a、イチゴ24aを耕作、年間300日農業に従事しています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第4号議案1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第4号議案は、承認することとします。

次に、7ページ、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

お諮りします。本議案は、8ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますが、1件ずつの計画ですので、議案書で説明します。

第5号議案1番三浦 日泊町5-6ほか計3筆 地目 畑、合計面積14,093㎡、貸付申込者及び設定する利用権は記載のとおりです。

8ページ、第6号議案の1番三浦は、第5号議案の集積農地を、借入申込者に配分する計画です。

申込者は、令和4年7月に青年等就農者の認定を受け、令和4年10月から経営を開始する予定です。借入地では温州みかんの栽培を計画しています。設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案及び第6号議案について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案については、承認することとし、第6号議案については、支障のない旨を回答することとします。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了します。